

○厚生労働省令第四十一号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月二十五日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

3 前項の場合において、同項第二号に掲げる書類について、当該登録申請書の提出先とされる地方厚生局長若しくは都道府県知事が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによって、自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）に記録されている情報のうち前項第二号に掲げる書類の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該

情報を記録することができるときは、前項の規定にかかわらず、第一項の登録申請書に前項第二号に掲げる書類を添付することを要しない。

第二条に次の一項を加える。

3 前項の場合において、同項第二号に掲げる書類について、当該登録申請書の提出先とされる都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによって、自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）に記録されている情報のうち前項第二号に掲げる書類の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるときは、前項の規定にかかわらず、第一項の登録申請書に前項第二号に掲げる書類を添付することを要しない。

別表第一劇物の項第十一号の九中(137)を(138)とし、(68)から(136)までを(69)から(137)までとし、(67)の次に次のように加える。

(68) Nーシアノメチルー四ー（トリフルオロメチル）ニコチンアミド（別名フロニカミド）及びこれを

含有する製剤

別表第一劇物の項第五十九号中「製剤」の下に「。ただし、メチル||N―|「二―|「一―|（四―クロロフェニル）―H―ピラゾール―三―イルオキシメチル」フエニル」（N―メトキシ）カルバマート六・八%以下を含有するものを除く。」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。